

令和4年度 放課後児童クラブ利用案内

受付期間:令和3年11月1日(月)~11月30日(火)

(令和4年4月1日付(以降)利用申込)



【手続き等の問い合わせ先】

子ども未来課子育て支援班	0223-34-1225	荒浜児童クラブ	0223-33-3050
亘理児童クラブ	0223-34-2752	高屋児童クラブ	0223-33-3050
中町児童クラブ	0223-23-1310		(荒浜児童館)
吉田西児童クラブ	0223-34-6530	逢隈児童クラブ	0223-34-5053
吉田児童クラブ	0223-23-1321		

【放課後児童クラブとは】

就労などの理由で放課後等に保護者が家庭にいない小学生児童の育成支援を目的として、児童館などで遊びや生活の場を提供しているものです。

【利用の対象となる児童】

原則として、巨理町内の小学校に在籍し、かつその保護者が就労などの理由で放課後等に家庭において保護者の保護を受けられない児童で、1年を通して児童クラブの利用が見込まれる児童を対象としています。

【施設案内】

放課後児童クラブは、小学校区ごとに開設しています。

児童クラブ名	住 所	対象小学校	電話番号	募集人数
巨理児童クラブ	巨理町字祝田 1-4 (中央児童センター内)	巨理小学校	34-2752	110 人
中町児童クラブ	巨理町字中町東 196-1 (巨理保育所北隣)		23-1310	35 人
吉田西児童クラブ	巨理町吉田字宮前 40 (吉田西児童館内)	吉田小学校	34-6530	40 人
吉田児童クラブ	巨理町長瀬字南原 193-76 (長瀬小学校体育館内)	長瀬小学校	23-1321	30 人
荒浜児童クラブ	巨理町荒浜字隈潟 54-3 (荒浜児童館内)	荒浜小学校	33-3050	30 人
高屋児童クラブ	巨理町逢隈高屋字保戸原 54-2 (高屋小学校内)	高屋小学校	32-0235	20 人
逢隈児童クラブ	巨理町逢隈田沢字鈴木堀 6-1 (逢隈児童館内)	逢隈小学校	34-5053	120 人

※各児童クラブの受入体制の関係により定員数が変更となる場合があります。

【利用時間】

利用時間は以下のとおりですが、保護者の勤務時間や家庭の状況によって、保育時間は異なります。

児童クラブ名	平日	土曜日	小学校休業日
巨理児童クラブ	下校時から 午後 6 時まで (延長保育は 午後 6 時から 午後 7 時まで)	午前 8 時から 午後 5 時まで ※延長保育は ありません。	午前 8 時から 午後 6 時まで (延長保育は 午後 6 時から 午後 7 時まで)
中町児童クラブ			
吉田西児童クラブ			
吉田児童クラブ			
荒浜児童クラブ			
高屋児童クラブ			
逢隈児童クラブ			

※小学校休業日とは、夏季・冬季・学年末・学年始の長期休暇期間と振替休業日です。

【休業日】

- ① 日曜日および祝日
- ② お盆期間中(8月13日から8月16日まで)
- ③ 年末年始(12月29日から1月3日まで)
- ④ その他町長が特に必要と認めた日

【利用料等について】

毎月児童クラブにお支払いいただく料金は以下のとおりです。

月額	料金	備考
利用料	3,000円	同一の世帯から2人以上の児童が利用する場合、2人目以降の利用料はそれぞれ半額になります。
延長利用料(利用者のみ)	1,000円	
行事等の経費・おやつ代	2,000円	-

※利用料および行事等の経費・おやつ代は、出席日数にかかわらず在籍していれば月額を納めていただきます。

※延長利用料は申請に基づき月単位でいただきます。そのため、遡っての取り消しができませんので、前の月までに取り消しを申し出てください。

※上記利用料等は、利用している児童クラブで毎月現金でお支払いいただきます。

【申し込みについて】

利用申請書を記入のうえ、必要な書類(就労証明書など)を添付して、すべての書類が揃い次第希望する児童クラブに提出してください。

◆受付期間・申込先

受付期間	令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)まで
受付時間	午後1時から午後6時まで(平日のみ)
受付場所	希望する児童クラブ ※高屋児童クラブは荒浜児童クラブにて受付

※5月以降利用開始希望の方も上記期間(11月中)に申し込みが必要となります。

12月1日以降の受付分は、11月中の受付分で児童クラブの受け入れ定員に余裕がある場合のみ利用判定の対象となりますのでご注意ください。

◆12月以降申し込み受付分について

12月以降の申し込みも随時受け付けておりますが、例年11月中の申込者の選考で入所保留者が発生している状況ですので、期間内のお申し込みをお願いいたします。

◆夏休みなどの長期休暇のみ利用希望の場合

1年を通して児童クラブの利用が見込まれる児童を対象としているため、原則として長期休暇のみの受け入れはおこなっていません。ただし、申込時に定員に余裕があった場合は受け入れます。

◆巨理小学校に在籍している方、入学・転校予定の方

巨理小学校区には2か所の児童クラブがあります。希望するクラブが定員の関係上利用できず、第2希望の施設で利用できる見込みがある場合は、保護者様のご意向を確認したうえで第2希望のクラブの利用を調整しますので、利用申請書の第2希望欄にご記入ください。

なお、第2希望がない場合は記入の必要はありませんが、利用調整の対象とはなりませんのでご注意ください。

【申し込みに必要な書類】 ※各種様式は町ホームページからもダウンロード可能です。

同居しているご家族(父・母・祖父・祖母)について、該当する書類を提出してください。
(二世帯住宅の場合でも、住所が同じであれば同居とみなします。)

書 類 名		提出が必要な方・注意する点	兄弟分 コピー 注1
1	児童クラブ利用申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・全員記入 ※申し込まれるお子様1人に対し1枚ずつ提出してください。 	×
2	家庭状況票		
3	就労証明書 (父母、同居の祖父母)	<ul style="list-style-type: none"> ・会社勤めの方(就労内定・内職を含む) ・自営業(法人)の方 ※就労先から記入してもらいます。注2 ※証明書の発行までに時間がかかる場合がありますので、早めの手続きをお願いします。 	○
4	事業状況申告書(自営・農業用) (父母、同居の祖父母)	<ul style="list-style-type: none"> ・自営業(農業等、個人事業主)の方 ※事業内容について記入してください。 ※ご家族が会社経営をしている方で、その従業員となっている場合は「就労証明書」を提出してください。 	○
5	申立書 注3	<ul style="list-style-type: none"> ・求職中の方 注4 ・家庭内の親族を常に介護しているため保育ができない方 ・その他どうしてもお子さんの保育ができない方 	○
6	診断書または、障害者手帳等の写し (同居のご家族)	<ul style="list-style-type: none"> ・病気、ケガまたは精神、身体に障がいを持っている場合 ※申立書をあわせて提出してください。 	○
7	在学証明もしくは学生手帳の写し	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が在学中の方 ※カリキュラムや受講予定が分かる資料もあわせて添付してください。 	○

注1 お子様2人以上の申し込みをする方

一番上のお子様は、「上記書類1～7」すべて原本を提出してください。

2人目以降は「上記書類3～7」の書類は、コピーしたもので構いません。

注2 就労証明書等の書類は、利用後も定期的に提出をお願いしますのでご理解願います。

注3 申立書には、現在の状況(お子さんを家庭で保育できない旨)を詳細に記入してください。
親族の介護をしている方は、介護が必要な方の状況(要介護度)や介護の頻度等を記入してください。

注4 現在求職中である旨を記入してください。また、求職中の方は児童クラブ利用後 2 か月以内に就労証明書を提出してください。

【利用可否結果の通知について】

- ◆期間内(令和3年11/1~11/30)に申し込みされた方
 - ・令和4年1月下旬までに文書で通知いたします。
- ◆令和3年12月以降、または令和4年度途中で申し込みされた方
 - ↳申し込み後、1か月以内に文書で通知いたします。

【利用児童の審査にあたって】

提出書類をもとに、申請内容(学年、父母・同居祖父母の就労日数や終了時間、疾病等)の状況をふまえて審査を行い、児童クラブ利用の必要性の高い児童から優先的に決定していきます。その際、家族の勤務終了時間が遅い世帯、ひとり親世帯等の方の優先度が高くなります。

また、低学年の児童は家庭での留守番が難しいことから、学年の優先を設けているため兄弟姉妹の申込みの際、年少児童のみの入会となる場合がありますが、ご了承願います。

定員超過のため利用待機となった場合は、利用できる見込みとなった場合に電話にて直接連絡いたします(随時)。

(保護者の皆様へお願い)

放課後児童クラブの利用を希望される方は近年増加しており、児童クラブによっては定員を超える申し込みがあるため、利用をお待ちいただいているお子様(いわゆる利用待機児童)がいる状況です。

そのため、利用にあたっては一定の条件(求職中の方は、就労決定後の利用開始など)をつけて決定する場合があります。

また、退職後2か月以内に次の仕事に就くことができない場合は、2か月経過後の月末を以って利用を終了とさせていただきます。

なお、保護者の勤務時間や家庭の状況によって、保育時間は一人一人異なります。そのため、低学年児童などで下校時間が早い場合、状況により保育時間も短くなりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

【児童クラブ利用申し込みに関してのよくある質問】

Q1. 私は現在仕事を探していますが、児童クラブに申し込みできますか。

- 仕事を探している方(求職中)でも申し込みは可能です。ただし、利用が決定した方でも、利用から2か月以内に就労しなかった場合はその月末をもって利用できなくなります。詳しくは、子ども未来課子育て支援班 ☎0223-34-1225)へお問い合わせください。

Q2. 児童クラブの利用決定は先着順ですか。

- 先着順ではありません。児童クラブの利用は、就労などで常時家族が留守のためお子様を保護できない家庭が対象となりますので、その程度が高い方から利用を決定します。ただし、11月30日までに申し込んだ方の審査・決定を優先します。12月1日以降に申し込まれた場合はその後の審査となりますので、忘れず期間内(11月1日~30日)に申し込んでください。

Q3. 現在、巨理町外に住んでいますが、来年の4月に巨理町に引越し(転入)する予定です。児童クラブの申し込みは可能ですか。

- 確実に巨理町に引越しの予定があれば申し込みは可能です。ただし、実際の利用は巨理町に転入(実際に巨理町で生活し、かつ住民票を巨理町に登録すること)してからとなります。転入予定時期が遅れる場合は必ず子ども未来課へご連絡願います。

Q4. 申し込みが12月以降になってしまうと利用できませんか。

- 11月30日受付分までの申し込みを優先して審査します。そのため、その時点で定員に達した児童クラブを希望した場合は、利用待機となります。年度途中で空きが出た場合は、子ども未来課からご連絡します。

Q5. 児童クラブに申し込む小学生のほかに、下の子どもを保育所に入れたいと思っています。就労証明書などの書類はそれぞれ原本を提出するのですか。

- 保育所の申込書に原本を付けて、児童クラブの利用申請書にはそのコピーを添付してください。児童クラブへ書類を提出する際は、保育所へ原本を提出した旨職員へお知らせください。

Q6. 中町児童クラブは巨理小学校から離れていますが、低学年なので交通事故が心配です。

- 中町児童クラブの支援員が、各学年の下校時刻に合わせて迎えに行き、利用児童を引率して徒歩で児童クラブへ向かいます。

Q7. 夏休みだけ利用することはできませんか。

- 原則として夏休みなどの長期休業期間だけの受け入れは行っておりません。

Q8. 現在育児休業中ですが来年の8月から職場復帰予定です。児童クラブはいつから利用が可能ですか。

→ 令和4年度内に育児休業が終了し、利用を希望される場合は申し込みが可能です。ただし、実際の利用は職場復帰後となりますので、8月からの利用開始となります。

Q9. 子どもに発達の違いがあり心配ですが、児童クラブに馴染めるでしょうか。

→ 申し込みの際にお子様の状況について詳しくお伺いいたしますので、各児童クラブの担当職員へご相談ください。

Q10. 逢隈地区に居住していますが、小規模特認校の制度を利用して高屋小学校へ入学させようか迷っています。どちらかの小学校へ入学しても児童クラブは利用したいと思っています。どの児童クラブに申し込みはよいでしょうか。

→ 念のため、申込期間内(11月30日まで)に逢隈・高屋両方の児童クラブへ利用申請書を提出してください。その際、高屋小学校を検討中である旨を必ず申し出てください。

保護者様には、12月10日(金)までにいずれかの児童クラブを選択いただき、子ども未来課子育て支援班へご連絡ください。

なお、利用の決定または待機の結果については、1月下旬までに通知します。

※小規模特認校制度とは、小規模校の良さを生かした特色ある学校運営を進める場合に限り、指定された学区以外から児童が通うことを認める制度です。

亘理町では高屋小学校が指定され、町内全域どこからでも通えます。

詳しくは、教育総務課教育総務班 ☎0223-34-0509) へお問い合わせください。



主な書類の記入例

利用希望の児童クラブ名	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">亘理</td> <td style="text-align: center;">児童クラブ</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; font-size: small;">第2希望欄（亘理小学校のみ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中町</td> <td style="text-align: center;">児童クラブ</td> </tr> </table>	亘理	児童クラブ	第2希望欄（亘理小学校のみ）		中町	児童クラブ
亘理	児童クラブ						
第2希望欄（亘理小学校のみ）							
中町	児童クラブ						

(令和〇年度)児童クラブ利用申請書

令和〇年〇月〇日

亘理町長 殿

下記のとおり児童クラブを利用したいので、申請します。

申請者 (保護者)	住 所	亘理町 字下小路7-4		
	氏 名	亘理 太郎 ㊟		
	電 話	0223-34-1225		
児 童	(ふりがな) 氏 名	むらり じろう 亘理 二郎	性別	男・女
	生年月日	平成〇〇年 〇月 〇日生		
	新学年	亘理 小学校 1 年		
利用開始希望日	<input type="checkbox"/> 4月から <input checked="" type="checkbox"/> 5月以降（ 8 月から 理由： 育休復帰後の利用希望 ）			

利用児童の家庭の状況※申込現時点で同居(世帯分離含む)しているご家族は全員記入願います

氏名	生年月日	続柄	職業（勤務先）	勤務先電話
亘理 太郎	S〇・〇・〇	父	会社員 株〇〇	****-**-****
亘理 花子	S〇・〇・〇	母	パート 〇〇	****-**-****
亘理 花江	H〇・〇・〇	妹	亘理保育所	
亘理 太	S〇・〇・〇	祖父	会社員 有〇〇	****-**-****
亘理 花代	S〇・〇・〇	祖母	無職(病気療養中)	****-**-****
. .				
. .				

問い合わせ先	氏名 亘理 花子 (続柄) 母 【電話】 ****-****-****
--------	---

希望する児童クラブを記入してください。
亘理小学校の方は第2希望も記入してください。

お子様の学校名・学年(令和4年4月予定)を記入してください。

同居の家族全員について記入してください。(世帯分離している祖父母等も含む)

子ども未来課や児童クラブから問い合わせをする場合の連絡先を記入してください。

利用開始日希望日が4月以降の方は希望月と理由を記入してください。

家庭状況票 (児童クラブ用)

児童名 □□ ○○ _____

① 父母の状況

外勤の場合の通勤時間・通勤手段を記入してください。

	通勤時間・通勤距離	通勤手段
父親	自宅から職場まで 3時間30分 (距離) 単身赴任中 Km	自家用車・JR・バス・徒歩・自転車・ バイク・その他()
母親	自宅から職場まで 時間 30分 (距離) 片道 20 Km	自家用車・JR・バス・徒歩・自転車・ バイク・その他()

単身赴任の方は、「単身赴任中」と記入してください。

② 祖父母の状況

それぞれの祖父母の氏名・年齢を記入し、別居の場合は住所を記入してください。
就労等の状況について、あてはまるものに○をつけてください。

	送迎の協力	住 所	就 労 等 の 状 況	病気療養中の 場合
父	祖父氏名 □□☆☆ (57歳) 同居・別居・いない	有・無	会社勤務 (会社名 ○○商事) 自営業・農業漁業・無職 障害者・病気療養中	入院中・通院中 月平均 日 通院
	祖母氏名 □□◇◇ (58歳) 同居・別居・いない			
母	祖父氏名 (歳) 同居・別居・いない	有・無	会社勤務 (会社名) 自営業・農業漁業・無職 障害者・病気療養中	入院中・通院中 月平均 日 通院
	祖母氏名 △△◇◇ (66歳) 同居・別居・いない			

祖父母の状況を記入してください。

③ 保育協力者の状況(保護者に代わり児童の送迎等に協力していただける方)

協力者氏名	児童との関係	住 所
★ ××	叔母	巨理町字○○○1-2 ○○○荘103号 電 話(000-0000-0000)

協力者は保護者に代わって児童の送迎等に協力できる方を記入してください。

④ 利用希望児童の健康状況等

児童の健康状態	良好 ・ 普通 ・ よわい
特記事項 (既往症・アレルギーなど)	アレルギーあり(卵・そば)
出身幼稚園・保育所	○○幼稚園

(裏面もあります。忘れずに記入願います)

児童の健康状態は詳しく記入してください。

⑤ 世帯区分

1.生活保護世帯 2.ひとり親世帯 3.在障世帯 ④ その他

※在障世帯・・・身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、障害基礎年金等の受給者を有する世帯をいいます。
そ の 他・・・世帯区分1, 2, 3. のいずれにも該当しない世帯をいいます。

該当する番号に○を付けてください。

⑥ 延長保育(午後6時から午後7時までの保育)を利用する予定がありますか。

あてはまる数字に○をつけてください ① ある 2 ない 3 分からない

申請時点での延長保育の利用予定を記入してください。